

特別支援教育の推進について

I 現行の「三重県特別支援教育推進基本計画」の主な成果と課題

本県では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備、小中学校や高等学校等における特別支援教育の推進に取り組んできました。

【特別支援教育の取組における成果と課題】

特別支援学校においては、企業の理解を促進するための学校見学会の開催、キャリア教育プログラムの作成による早期からの系統的な学習などキャリア教育の充実に係る取組を進めました。小中学校等においては「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用が進み、特別支援学級で学ぶ子ども、通級による指導を受けている子どもの全てに同計画が作成されるなどの成果がありました。高等学校においては、平成 29 年度から通級による指導の準備を進め、平成 31 年 4 月から伊勢まなび高等学校において、指導を開始しました。

一方、特別な支援を必要とする子どもたちの増加への対応や通常の学級、通級による指導、特別支援学級といったそれぞれの学びの場における教育の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実など、引き続き取り組むべき課題もあります。

【特別支援学校の整備における成果と課題】

特別支援学校の整備に関しては、東紀州くろしお学園の校舎を熊野市金山町に整備し、平成 29 年 4 月から新校舎で学習をしています。

県立子ども心身発達医療センターの整備に伴い、発達障がい支援の充実をめざして、かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校、草の実校、あすなろ校）を平成 29 年 4 月（新校舎での学習は平成 29 年 6 月から開始）に再編整備しました。

玉城わかば学園の児童生徒数の増加による施設の狭隘化に対応するため、松阪あゆみ特別支援学校を新設し、平成 30 年 4 月に開校しました。

これまで、大規模な整備を進めてきましたが、一部の特別支援学校においては施設の狭隘化、老朽化や教室不足が解消されていない状況です。また、盲学校における幼稚部の設置を含めた早期支援のあり方や、特別支援学校の異なる障がい種の受入れに係る検討など、個別の課題に対応する必要があります。

Ⅱ 次期の「三重県特別支援教育推進基本計画（中間案）」の主な内容

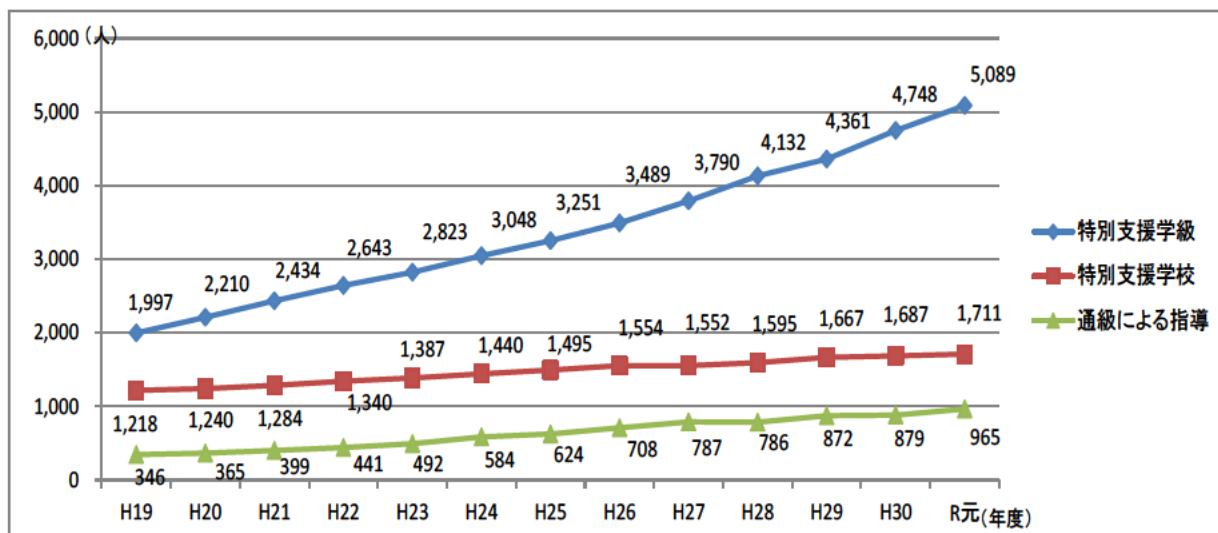
現行の計画策定以降、特別な支援を必要とする子どもたちを取り巻く状況は変化していることから、基本的な考え方については現行計画を継続するとともに、新たな課題に対応した計画に改定します。計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

1 支援情報の引継ぎ

【現状と課題】

本県においては、全国的な傾向と同様に、特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。

<本県における特別な支援を必要とする子どもたちの人数の推移>



切れ目ない支援のためには、早期に子どもの実態を把握して適切な支援を行うとともに、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切であることから、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成および活用に取り組んでいます。幼稚園・保育所等就学前から小学校への引継ぎ、高等学校から進路先への引継ぎに課題があります。

就学前段階から小学校への引継ぎについては、幼稚園・保育所等で活用が進められている「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画 (※1)」において実施した支援内容を引継ぎシートとして、パーソナルカルテに綴じこむなど、有効な活用について関係課との連携が必要です。

また、高等学校から企業や進学先に支援情報を有効に引き継ぐことがそ

の後の社会参画に大きな影響を与えることから、企業等への理解を求めるとともに、卒業時に相談機関等を交えた移行支援会議の開催等について検討することが求められています。

<パーソナルカルテの配布件数>

(単位：件)

		H26	H27	H28	H29	H30
小学校	通常学級	379	965	1,017	1,298	1,562
	特別支援学級	554	1,084	1,342	1,680	2,894
中学校	通常学級	130	319	382	398	547
	特別支援学級	231	465	449	509	907
小中学校 総計		1,294	2,833	3,190	3,885	5,910

パーソナルカルテ（平成 24 年度作成）の配布件数については、年々増加していますが、活用を進める中で、保護者等から、「カルテという名称に抵抗がある」「就学前の支援情報について記載する欄を設けてほしい」といった名称の変更や内容の充実に対する要望があります。

県内には、小学校に 92,429 人、中学校に 45,406 人（令和元年 5 月 1 日現在）の子どもが在籍しています。小中学校の通常学級には、学習面または行動面で著しい困難を示す子どもたちが 6.5%在籍している（平成 24 年度 文部科学省調査）とされています。

このことから、今後も、パーソナルカルテに対する理解や、特別な支援の必要性についての理解を図るなど、さらなる普及が求められるとともに、活用の促進が課題です。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについては、平成 26 年度末から県内共通の方法で進めてきたことによってその有効性が浸透してきています。一方、引継ぎがなかった生徒の中にも、特別な支援が必要と思われる生徒もいることから、保護者に引継ぎの大切さを理解してもらうことが課題です。

＜中学校から高等学校への支援情報の引継ぎのあった人数＞

(単位：人)

課程	H26 末(試行)	H27 末	H28 末	H29 末	H30 末
全日制	40	50	96	100	126
定時制	16	36	32	34	44
合 計	56	86	128	134	170

【今後の取組の方向性】

パーソナルカルテについて、各市町担当者から現状と課題についての聞き取りを行いました(令和元年10月)。その結果や保護者等の意見をふまえ名称の変更や内容の充実について検討を進め(令和元年12月予定)、今年度中に「支援情報ファイル」として改定する予定です。

「支援情報ファイル」の活用を促進するため、令和2年3月に、全ての市町を訪問し改めて「支援情報ファイル」について説明するとともに、教育委員会だけでなく福祉部局と連携した取組となるよう依頼します。

また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎにより、高等学校での学習や生活にスムーズに移行しているケースが多いことから、研修等の機会を通じて好事例を伝えるなど、支援情報の引継ぎに係る取組がさらに進むよう市町等教育委員会および高等学校に働きかけます。

2 小中学校、高等学校における特別支援教育の充実

(1) 小中学校における、通常の学級、通級による指導、特別支援学級での指導

①通常の学級

【現状と課題】

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成し、これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行うとともに、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。

また、周りの子どもが特別な支援の必要性についての理解を進め、お互いを認め合い、支え合う関係が築ける学級づくりが大切です。

【今後の取組の方向性】

特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもが、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、特別支援教育の視点を取り入れた簡潔で具体的な説明や見やすい板書等、授業のユニバーサルデザイン化を進めます。

また、特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級の中で、安心して学習することができるよう、安全で過ごしやすい教室環境や、見通しが持て、活動しやすい学級づくりを進めるとともに、お互いを理解し、共に支え合う関係が築ける学級集団づくりを進めます。

②通級による指導

【現状と課題】

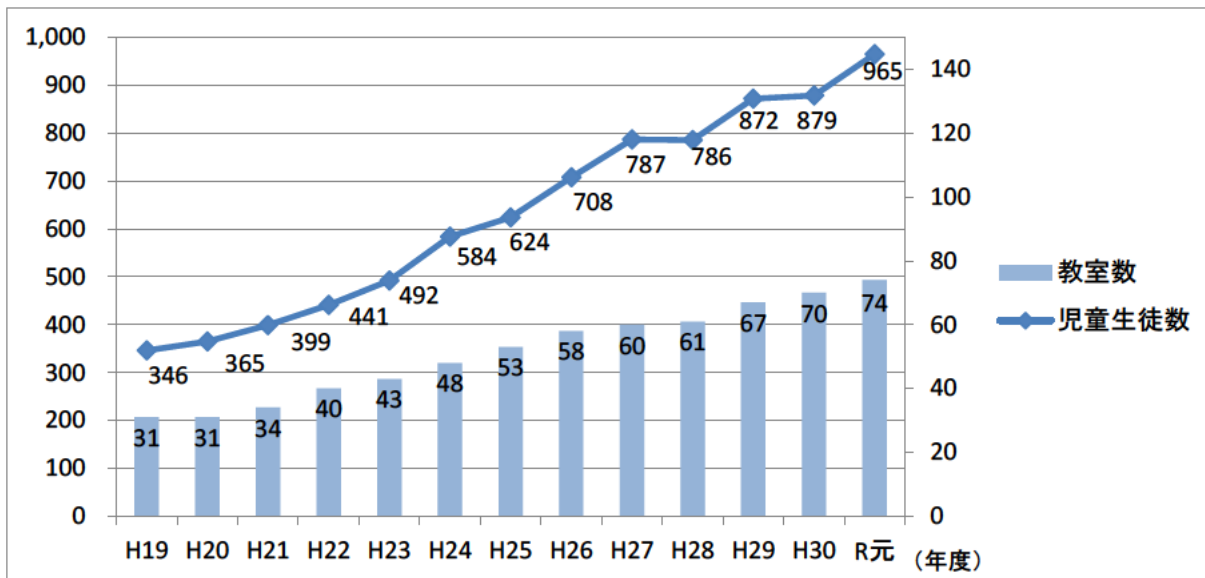
通級による指導は、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部の授業を特別な場（通級指導教室等）で受ける教育の形態で、対象となる障がいは【別紙1】のとおりです。

通級による指導は、障がいによる学習上または生活上の困難を改善し、または克服することを目的（特別支援学校の自立活動（※2）に相当する指導）として行います。

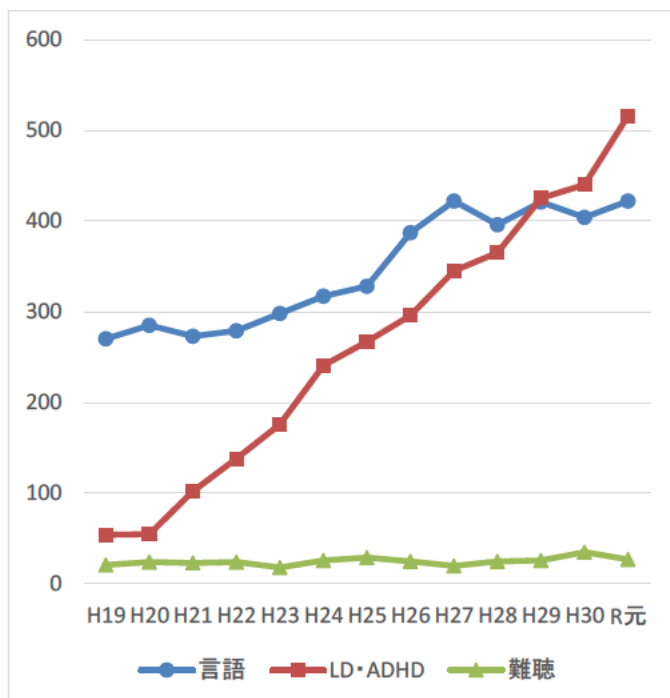
本県では、言語、LD・ADHD、難聴を対象とする教室を設置しており、自閉症、情緒障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等のある通級による指導が必要な子どもは、LD・ADHDを対象とする教室で学習しています。

特に、LD・ADHD を対象とする教室で通級による指導を受けている発達障がい等のある子どもが増加しています。

<本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中）>



<本県における通級による指導の設置教室別在籍者の人数の推移>



中学校において通級による指導を受けている子どもの人数は、小学校において通級による指導を受けている子どもの人数と比べて、全国の状況と同様に少ない状況です。

＜本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中別）＞

（小学校）

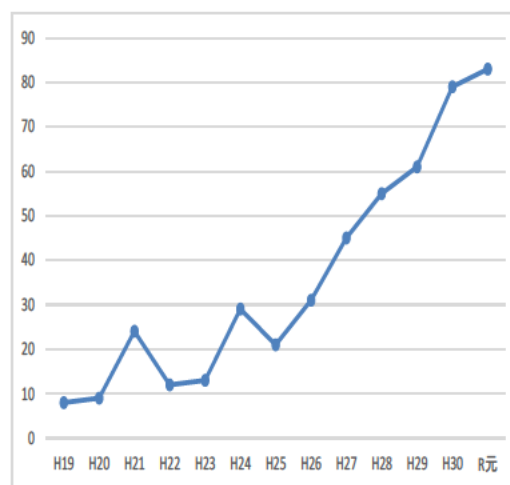
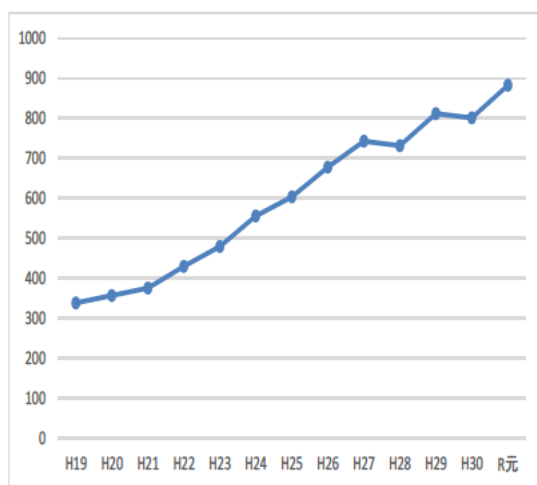
（単位：人）

（中学校）

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R元
言語	419	390	408	398	414
LD・ADHD	303	315	373	367	441
難聴	20	25	30	35	27
合計	742	730	811	800	882

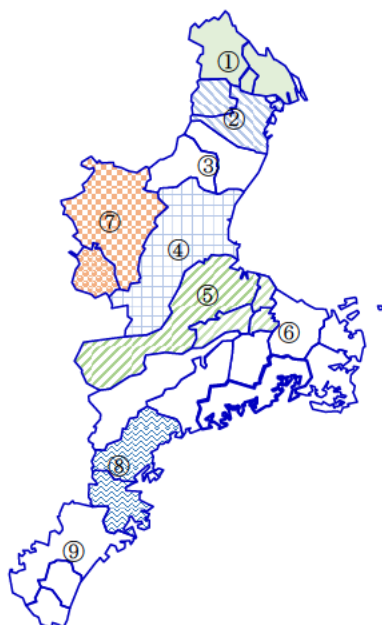
	H27	H28	H29	H30	R元
言語	3	6	6	6	8
LD・ADHD	42	49	55	73	75
難聴	0	0	0	0	0
合計	45	55	61	79	83



県内の通級による指導の教室は、北勢地域に多く設置されている状況です。

＜通級による指導の設置教室数＞

（令和元年5月1日現在）



地域	小学校		中学校	
	設置 学校数	教室数	設置 学校数	教室数
① 桑員	7	9	－	－
② 四日市	6	14	2	2
③ 鈴亀	9	12	3	3
④ 津	4	8	1	1
⑤ 松阪	2	4	1	1
⑥ 南志	4	6	1	1
⑦ 伊賀	8	8	1	1
⑧ 尾鷲	2	2	－	－
⑨ 熊野	2	2	－	－

通級による指導を担当する教員には、短期間で子どもの実態や課題を的確に把握し、指導内容を決定すること等、きわめて高い専門性が求められることから、担当する教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上に努めています。

通級による指導での指導・支援の内容を通常の学級の担任と共有し、適切な支援が通常の学級においても行われることで子どもの学びが充実したものになることから、指導・支援の内容を通常の学級の担任に適切に引き継ぐことに課題があります。

【今後の取組の方向性】

通級による指導を担当する教員の専門性を高めるために、引き続き研修会を開催します。また、通級による指導では、特別支援学校の自立活動の指導の内容を取り入れて行う必要があることから、特別支援学校のセンター的機能（※3）を活用し、指導内容や指導方法について、そのノウハウを小中学校に展開します。

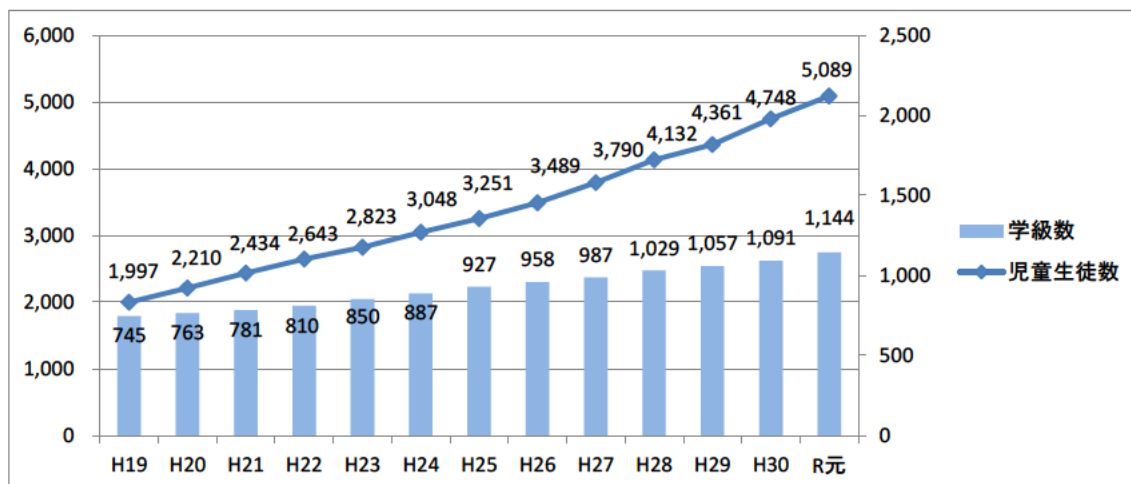
通級による指導を受けている子どもが、通常の学級で安心して学習活動に取り組むことができるよう、通級による指導を担当する教員が、通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うことで、通常の学級における指導・支援の充実を図ります。

③特別支援学級

【現状と課題】

本県において、特別支援学級で学ぶ子どもは増加しています。特に、自閉症・情緒障がい学級と知的障がい学級で学ぶ子どもが増加し、中でも自閉症・情緒障がい学級が急増しています。

＜本県における特別支援学級で学ぶ子どもの人数の推移＞



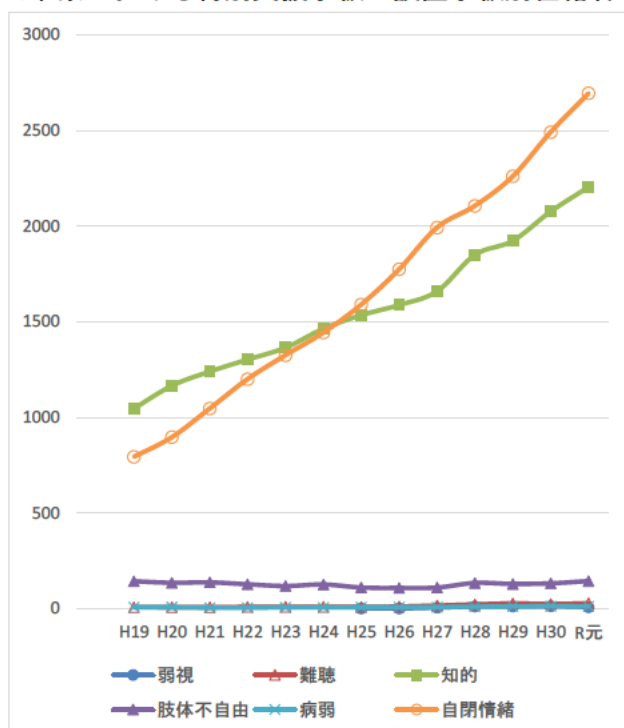
＜本県における特別支援学級で学ぶ設置学級別在籍者の人数の推移（小中別）＞
 （小学校） （単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R元
弱視	3	10	9	9	5
難聴	12	17	20	19	22
知的	1,135	1,267	1,318	1,456	1,582
肢体	82	100	104	110	125
病弱	5	7	6	8	7
自情	1,457	1,602	1,752	1,928	2,064
合計	2,694	3,003	3,209	3,530	3,805

（中学校） （単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R元
弱視	2	1	2	3	3
難聴	4	5	7	5	6
知的	524	582	605	620	622
肢体	28	34	25	22	19
病弱	3	3	5	5	4
自情	535	504	508	563	630
合計	1,096	1,129	1,152	1,218	1,284

＜本県における特別支援学級の設置学級別在籍者の人数の推移＞



特別支援学級で学ぶ子どもへの指導・支援を充実するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が巡回し、特別支援学級担任等へ助言を行っています。特別支援学級に在籍する子どもの障がいの状況や発達段階等は、多様化しており、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が求められています。

特別支援学級の設置数が年々増加していることから、新たに特別支援学級を担当する教職員の特別支援教育に係る専門性の向上が課題です。

【今後の取組の方向性】

特別支援学級においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することが可能なことから、特別支援学級の実態や子どもの障がいの特性をふまえた教育課程を編成するとともに、自立活動の指導については、一人ひとりの課題に沿った学習内容を組み立てられるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用します。

(2) 高等学校における指導

①通級による指導

【現状と課題】

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校における通級による指導が実施できるようになり、本県においても、伊勢まなび高等学校において、平成31年4月から実施しています。

伊勢まなび高等学校の通級による指導では、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などの取組を行っています。

【今後の取組の方向性】

県教育委員会では、有識者等で構成する通級専門性充実検討会議を年5回開催し（令和元年11月末現在、4回実施）、高校通級が効果的に実施されるようサポート体制を検討するとともに、今後の本県での高校通級の展開等について協議しています。

高等学校にはさまざまな課程や学科があることから、伊勢まなび高等学校の取組における成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮して今後の北部・中部地域での実施について検討を進めます。

②入院中の生徒への学習保障

【現状と課題】

本県では「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）平成30年3月」を定めていますが、その中で高校教育段階の支援に対して、県教育委員会等と協力して進める旨が示されるなど、入院中の高校生に対する学習保障が課題となっています。

かがやき特別支援学校では、三重大学医学部附属病院に入院中の高校生に対して、特別支援学校のセンター的機能として学習支援や退院後の復帰に向けた関係者とのケース会議の開催など、安心して高校生活に戻れるよう支援を行っています。入院中の高校生が、復帰に向けた不安の軽減や、学校に戻るといふ希望をもって治療に向かう気持ちを高めること等をめざし、ICT機器の活用による在籍校からの授業配信等の研究を進めています。

【今後の取組の方向性】

入院中の高校生に対する学習保障については、入院の段階から、退院後も含めた学習体制について、本人にどのような方法があるのかをわかりやすく説明するとともに、本人及び保護者の希望や思いを十分に聞き取り、本人の気持ちに寄り添いながら、研究を進めます。

【参考】

伊勢まなび高等学校における取組について

(1) 取組概要

○ 対象生徒

主に発達障がいがあると思われる生徒について、学習面や生活面での実態把握を行い通級指導の必要性を検討した後、本人、保護者との面談を経て、希望する生徒を対象に通級指導を行う（2年次から4年次）。

○ 指導内容

個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、生徒の個々のつまずき（困難）や苦手さの改善を目指して、ソーシャルスキルや学習スキルに関する学習計画を作成する。生徒のつまずきの程度やねらいに応じて3講座（各2単位）からの選択とする。

<講座：令和元年度はコミュニティデザインAのみ開講>

コミュニティデザインA	コミュニティデザインB	未来デザイン
<ul style="list-style-type: none">・2年次以上の生徒・他者とのコミュニケーションや作業学習を通して、「自分が困っていること」や「苦手なこと」を理解し、その課題解決を目指す。	<ul style="list-style-type: none">・「コミュニティデザインA」履修者・コミュニティデザインAをより発展させた内容。自主性や協同性を持って取り組み、学習してきたことを自分の強みとする。	<ul style="list-style-type: none">・卒業予定者・仕事について学んだり適正について考えたりする。・挨拶や敬語の使い方、服装等仕事をすすめる上でのマナーなど就職に重点をおく。

指導は、個別または小グループによる指導を担当の教員を中心に行い、活動内容や生徒数など、必要に応じて複数の教員で指導する。また、学習の成果が日常生活場面で活かされるよう、学級担任や保護者と情報共有しながら指導を進める。

<指導体制>

時間	受講生徒	担当教員
午前（3・4限 90分）	午後部の生徒（5人）	2人
午後（5・6限 90分）	午前部の生徒（8人）	3人

【授業の流れ】

ア「デザインファイル」記入（10分）

1週間の生活を振り返り、自身の気づきを記入

イ「心身リセット」(10分)

ストレッチ等により、姿勢や動き、呼吸の仕方を学習することで、全身の緊張をとり、身体のコンドিশョンの調整

ウ「本日のメイン」(その日の目標となる取り組み)(40分)

<テーマと目標(例)>

テーマ	目標
「話の聞き方」に磨きをかけよう!	「話し手が『もっと話したい』と思うような聞き方を身につける。
「しっかり聞く」力を使ってお互いを知る!	SST ゲームに参加してお互いのことを知る!
「自立」について考える～生活スキルを見直す～	「自立」するための生活スキルについて考える。

エ 振り返りとセルフトレーニング(「デザインファイル」記入、面談、各自の取り組み)(30分)

(2) 伊勢まなび高等学校での成果等

- ・授業のはじめの「デザインファイル」の記入によって、その日のめあてを立て、振り返りをするなかで、自分の苦手なこと、得意なことへの気づきや課題を見つけることができています。
- ・「話し方」「聞き方」の練習ができること、成功体験を積むことで、他者と関わる時に少しずつ自信を持ってきた様子がみられる。アルバイトにつながったケースが2件、職場実習につながったケースが2件ある。
- ・保護者からは、「家でも会話が増えた」「明るくなり、近所の方やかかりつけの医師からも『朗らかになったね』と言われるようになった」などの声がある。
- ・学級担任や授業担当者からは、「小さい声しか出せなかった生徒が、大きい声を出せるようになった。」「気持ちのコントロールが苦手だった生徒が、以前よりコントロールできるようになってきた。」との声がある。
- ・通級担当者と学級担任が、「デザインファイル」を活用し、生徒の様子を共有することで、連携した指導ができています。

(3) 伊勢まなび高等学校での課題

- ・通級指導担当者の育成のため、校内でさらに高校通級の理解を進める必要がある。
- ・県内の実施校が1校であるため、情報交換や指導の研鑽が難しい。

3 特別支援学校における教育の充実

<県内の特別支援学校の配置状況と在籍者数>

(令和元年5月1日現在)

	学校名 教育部門 設置学部	人数
①	盲学校 視覚障がい 小中高専	27
②	聾学校 聴覚障がい 幼小中高専	81
③	くわな特別支援学校 知的障がい 小中高	147
④	特別支援学校西日野にじ学園 知的障がい 小中高	272
⑤	特別支援学校北勢きらら学園 肢体不自由 小中高	103
⑥	杉の子特別支援学校 肢体不自由・知的障がい 小中高	88
⑦	杉の子特別支援学校石薬師分校 知的障がい 高	90
⑧	稲葉特別支援学校 知的障がい 小中高	190
⑨	城山特別支援学校 肢体不自由 小中高	86
⑩	かがやき特別支援学校緑ヶ丘校 病弱 小中高	46
⑪	かがやき特別支援学校草の実校 肢体不自由 小中高	14
⑫	かがやき特別支援学校あすなる校 病弱 小中	43
⑬	松阪あゆみ特別支援学校 知的障がい 小中高	157
⑭	特別支援学校玉城わかば学園 知的障がい 小中高	126
⑮	度会特別支援学校 肢体不自由 小中高	50
⑯	特別支援学校伊賀つばさ学園 肢体不自由・知的障がい 小中高	141
⑰	特別支援学校東紀州くろしお学園 肢体不自由・知的障がい 小中高	24
⑱	特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校 肢体不自由・知的障がい 小中高	26



- ⑱三重大学教育学部附属特別支援学校
知的障がい 小中高
⑳私立 特別支援学校聖母の家学園
知的障がい 小中高専

(1) 特別支援学校におけるキャリア教育

【現状と課題】

○一人ひとりの特性に応じた指導・支援

特別支援学校に在籍する子どもの障がい種別、状態、学習の状況等はさまざまであり、卒業後の進路先は、大学等への進学、企業等への就職、福祉事業所等への就労等多岐にわたります。特別支援学校では、卒業後も地域で自分らしく豊かに暮らしていけるよう、各校でキャリア教育プログラムを作成し、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進しています。

また、本人の特性と職種のマッチングを行い、早期からの計画的な職場実習等によって本人の適性を見極め、企業にも本人の特性等を十分理解していただいたうえで、雇用に結びつけています。

○農福連携の活用など関係機関等と連携した取組

特別支援学校においては、ステップアップカフェ（※4）を活用し、職場実習や作業学習等の時間に製作した皿やカトラリーの製品活用を依頼するなど、関係部局等と連携した取組を実施しています。また、知的障がいを対象とした全ての特別支援学校 9 校において、作業学習等で農業に関する内容を取り入れ、農福連携の取組を活用して、農業普及指導員や農業ジョブトレーナー（※5）の派遣を依頼するなど、授業内容の充実を図っています。

<特別支援学校高等部卒業生の進路状況>

(単位：人)

		卒業者数	進学等	企業等	A型事業所	福祉事業所 (A型除く)	医療等
H26年度	人数	254	8	77	16	149	4
	割合		3.1%	30.3%	6.3%	58.7%	1.6%
H27年度	人数	237	8	63	29	133	4
	割合		3.4%	26.6%	12.2%	56.1%	1.7%
H28年度	人数	245	3	76	22	137	7
	割合		1.2%	31.0%	9.0%	56.0%	2.8%
H29年度	人数	248	6	67	17	150	8
	割合		2.4%	27.0%	6.9%	60.5%	3.2%
H30年度	人数	273	7	91	16	153	6
	割合		2.6%	33.3%	5.9%	56.0%	2.2%

○定着に向けた取組

特別支援学校高等部卒業時には、教育・福祉・医療等の関係機関を交えた移行支援会議を開催し、円滑な移行を図っています。また、卒業後3年間は、

進路担当者を中心に、進路先を定期的に訪問するなど、定着に向けた支援を行っています。

＜特別支援学校高等部卒業生の職場定着状況＞

(単位：人)

年度	就職者数	継続者数	H28.3 調査	H29.3 調査	H30.3 調査	H31.3 調査
		離職者数				
		定着率				
H26年度	98	継続者数	89	80	77	
		離職者数	9	18	21	
		定着率	90.8%	81.6%	78.6%	
H27年度	95	継続者数		84	79	74
		離職者数		11	16	21
		定着率		88.4%	83.2%	77.9%
H28年度	83	継続者数			80	72
		離職者数			3	11
		定着率			96.4%	86.7%
H29年度	68	継続者数				60
		離職者数				8
		定着率				88.2%

※離職者に対しては、関係機関との連携により再就職および個別の支援を継続。

※平成26・27年度については事業所就職者に就労継続支援A型事業所(※6)を含む。

※専攻科卒業生を含む。

【今後の取組の方向性】

○一人ひとりの特性に応じた指導・支援

特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と地域生活への円滑な移行をめざしキャリア教育を推進するとともに、就労に向けた作業学習や職場実習に取り組みます。また、企業と連携した技能検定を実施します。

○農福連携の活用など関係機関等と連携した取組

特別支援学校高等部の生徒が、幅広い選択肢から希望する進路を選択できるよう、引き続き職域を拡大するための職場開拓を進めます。

また、農福連携の活用については、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携して、農業教育プログラムテキストを作成・活用することで、授業内容を充実し、一人でも多くの生徒が体験して農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ、農業分野への就労希望を実現し、農業を担える人材として活躍できるよう取組を進めます。

さらに、特別支援学校の取組が広く社会に理解されるよう、企業や福祉事

業所等を対象とした学校見学会の開催等を進めます。

○定着に向けた取組

特別支援学校から支援の主体を関係機関へスムーズに引き継げるよう、引き続き、在学中から障がい者就業・生活支援センター（※7）と連携します。

（2）医療的ケア

【現状と課題】

特別支援学校に在籍する子どもの約5%（通学生約4% 訪問教育生約1%）が日常的に医療的ケアを必要としています。特別支援学校には、必要に応じて看護師免許を有する常勤講師等（以下「学校に勤務する看護師」という。）を配置して、教員と協働し、安全な医療的ケア（※8）を実施しています。

特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする子どもへの対応等を検討するため、医療的ケア指導医および指導看護師を実施校に派遣し、指導・助言を行うことにより、医師のいない状況で医行為の判断をしなければならない学校に勤務する看護師の不安の軽減に努めています。

学校で勤務する看護師は、医療現場とは異なる状況での勤務になることから、看護師の確保について課題があります。

また、医療的ケア指導医および指導看護師は、学校に勤務する看護師と保護者の役割を明確にするなど、付添う保護者の負担軽減を図れるよう、校内支援体制の整備について指導・助言を行っています。

<特別支援学校における医療的ケアの実施状況>

（令和元年5月1日現在）（単位：件）

			通学生	訪問生
栄養	経管栄養	☆鼻腔留置の管からの注入	6	8
		☆胃ろう	35	6
		☆腸ろう	1	0
		口腔ネラトン法	0	0
	IVH 中心静脈栄養	0	0	
呼吸	口腔・鼻腔内吸引	☆咽頭より手前	32	18
		咽頭より奥の気道	11	
	気管切開部	☆気管カニューレ内からの吸引	18	16
		気管カニューレ奥からの吸引	11	
		衛生管理	1	
	経鼻咽頭エアウェイ	内吸引	3	0
装置		1	0	

	ネブライザー等の薬液吸入	7	3
	酸素療法	5	8
	人工呼吸器の使用	2	13
	カフアシスト	1	2
排泄	導尿（本人が自ら行う場合を除く。）	4	5
	浣腸	0	3
その他	血糖値測定（本人が自ら行う場合を除く。）	4	0
	インスリン注射等	3	0

※☆は教員ができる医療的ケアの行為。

【今後の取組の方向性】

特別支援学校には、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする子どもが、一定数在籍することから、国の通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、学校に勤務する看護師を適正に配置します。

引き続き、特別支援学校において安全で安心な医療的ケアを実施するために、相談できる医療的ケア指導医および指導看護師を配置します。

また、地域の医療機関や看護協会等と連携し、看護師の確保に取り組みます。

保護者への付添い依頼については、負担が軽減できるよう、「真に必要と考えられる場合に努めるべきであり、やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しをていねいに説明することが必要」という、国の方針に基づき、保護者と十分な情報共有を行いながら、個別に検討を行います。

（3）交流及び共同学習

【現状と課題】

交流及び共同学習（※9）は、特別支援学校の子どもと地域の小中学校等の子どもが、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会です。県教育委員会では、特別支援学校と地域の小中学校等が、交流及び共同学習の取組の意義やねらいを十分理解して取組むことができるよう、平成29年度に「交流及び共同学習ガイドライン（※10）」を定め、基本的な考え方を示しました。

地域の中で共に学ぶことでお互いの良さに気づくなど、お互いの理解がさらに深まるよう、ガイドラインの考え方に基づく取組を進めることが必要です。

居住地校交流(※11)の一人あたりの実施回数は、小学部段階で年2～3回、中学部段階で年1～2回程度です。特別支援学校と地域の小中学校等の両校が無理なく、計画的・継続的に交流及び共同学習を進め、子どもが安心して活動できるよう、副次的な籍(※12)等、居住地との結びつきを強める仕組みについて検討しています。

【今後の取組の方向性】

各特別支援学校が交流及び共同学習を計画的、効果的に進められるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」およびリーフレット「交流及び共同学習を進めるために」を活用し、その意義やスムーズな実施について共通理解を図ります。交流及び共同学習に参加した子どもの感想や子ども同士の関わりの変化等の評価を通じて、お互いの理解がさらに深まるよう取組を進めます。

交流及び共同学習を積極的に進めるため、市町等教育委員会に居住地校との交流や学校間交流における目的や意義などについて理解と協力を求めるとともに、より充実した取組となるよう、副次的な籍についてモデル地域を指定して研究を進めます。

(4) かがやき特別支援学校を中心としたセンター的機能

【現状と課題】

小中学校等の特別支援教育を推進するために、特別支援学校のセンター的機能として、県内の地域ごとに当該特別支援学校が協力して支援を行っています。県立子ども心身発達医療センターに隣接・併設するかがやき特別支援学校は、発達障がいに係る特別支援学校のセンター的機能の拠点校としての役割があることから、効果的な支援方法などについて他の特別支援学校に対して指導・助言を行う必要があります。

また、対人関係やコミュニケーションに困難さを抱える子どもたちへのSST(ソーシャルスキルトレーニング)(※13)に、開発企業の協力を得てVR(バーチャルリアリティ)を活用し、支援の充実に向けた取組を始めた(令和元年11月末から開始)ところです。

【今後の取組の方向性】

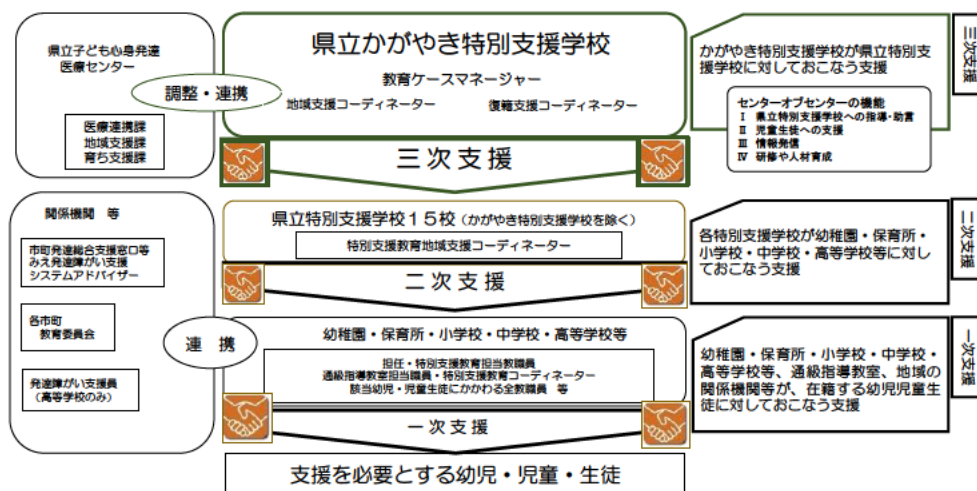
特別支援学校のセンター的機能をより有効に活用できるよう、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」を小中学校および高等学校に周知します。特別支援学校では設置する教育部門に応じた障がいに関する支援に加えて、発達障がいに関する支援に取り組みます。

特別支援学校のセンター的機能を遺憾なく発揮するため、県立子ども心身発達医療センターや大学と連携して、指導的立場の特別支援教育コーディネ

ーターの養成に取り組みます。

VR を活用した SST の取組については、かがやき特別支援学校での実践において得られた成果等を小中学校等に伝えるなど指導・支援の充実を図ります。

<県立かがやき特別支援学校を中核とした段階的な支援>



- (※1) **C L M (Check List in Mie) と個別の指導計画**：県立子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センターあすなろ学園）で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。
- (※2) **自立活動**：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。
- (※3) **特別支援学校のセンター的機能**：特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする（学校教育法第74条から抜粋）。
- (※4) **ステップアップカフェ**：県民の皆さんや企業の方々に障がい者雇用について理解を深めていただくことを目的に障がい者の働く姿を発信し、就労における実習の場として県が設置した 働くカフェ。
- (※5) **農業普及指導員や農業ジョブトレーナー**：農業普及指導員：特別支援学校における農業に係る作業学習充実のために三重県中央農業改良普及センターから派遣する。農業ジョブトレーナー：農業経営体における職場実習を実施する場合、農業者と生徒をつなぎ、職場定着をサポートするために、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会から派遣する。
- (※6) **就労継続支援 A 型事業所**：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
- (※7) **障がい者就業・生活支援センター**：障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面および生活面における一体的な相談支援を実施する機関。
- (※8) **教員と協働した医療的ケア**：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正（平成 24 年）に伴い、たんの吸引等 5 つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても実施できることとなった。
- (※9) **交流及び共同学習**：交流及び共同学習においては、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。
- (※10) **交流及び共同学習ガイドライン**：県教育委員会が交流及び共同学習における留意点等をまとめたガイドライン。
- (※11) **居住地校交流**：特別支援学校の子どものが居住している地域の小・中学

校の子どもの中に入って活動する交流及び共同学習。

- (※12) **副次的な籍**：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。
- (※13) **SST（ソーシャルスキルトレーニング）**：社会生活上の基本的な技能を身につけるための学習。「できること」を増やして、より生活しやすくすることを目的とする。

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
<p>視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの</p>	<p>弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
<p>聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの</p>	<p>難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
<p>肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>	<p>肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの</p>	<p>肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
<p>病弱者(身体虚弱者を含む。) 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>(病弱者・)身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>	<p>病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
	<p>言語障害者 一 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、その程度が著しいもの</p>	<p>言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
	<p>自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>	<p>自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
<p>知的障害者 一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>	<p>知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度のもの</p>	
		<p>学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>